

平成30年度第1回 古賀市上下水道事業経営等審議会 会議録

日時：平成30年10月22日（月）10：00～11：40

場所：市役所 第2庁舎2階 中会議室

（開会）

1. 会長挨拶

会長 皆様おはようございます。ただ今から、古賀市上下水道事業経営等審議会の平成30年度第1回会議を開催いたします。

本日、委員の方8名中7名が出席してくださっています。会議の成立要件である過半数を満たしていますので、会議は成立となります。昨年度は、2回にわたり市長への答申を行いました。お疲れさまでした。まだ少々任期が残っておりまして、新たに報告事項があるということですので、皆様と一緒に審議しながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

2. 職員自己紹介

会長 4月の人事異動で事務局の職員が変わったということですので、紹介をお願いします。

下水道課長 それでは事務局職員から自己紹介をいたします。先にお配りしております事務局名簿をご覧ください。

建産部長 建設産業部長の松尾でございます。委員の皆様におかれましてはご多忙中にもかかわらず、当審議会にご出席たまわりありがとうございます。

本日皆様にお集まりいただきましたのは、水道課・下水道課両課におきまして、事業経営等に関わる重要事項がありましたことから、審議会に報告し、ご意見を伺うために開催する運びとなったものでございます。

当審議会の設立につきましては、古賀市上下水道事業経営等審議会条例を根拠規定とし、同条例第2条にその所掌事務を定めておりますが、下水道事業の法適化、水道課・下水道課の両課を一つの課とする組織統合を来年度に向け調整を進めているところでございまして、今後上下水道事業の更なる効率的な運営を目指すため、これまで以上に柔軟に上下水道事業等経営に関する重要事項について報告、また市長の諮問に応じ調査及びご審議いただく場として審議会を位置付けたいと考えており、同条例の一部改正を検討しているところでございます。

委員の皆様におかれましては、今後とも下水道事業の経営に関しご理解いただくとともに、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

水道課長 この4月から水道課長になりました星野でございます。水道課で本日出席しております4人のうち3人が4月の人事異動で変わっておりますので紹介させていただきます。参事補佐兼管理係長の北村、配水係長の渋谷、給水係長の岩熊でございます。どうぞよろ

しくお願いいたします。

下水道課長 4月から下水道課長を拝命しております足立と申します。本日出席している職員に異動はございませんが、あらためて紹介させていただきます。下水道係長の石倉、管理係長の中島、管理係の市川、横山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

経営企画課長 総務部経営企画課の課長をしております大浦と申します。隣におりますのが、担当の業務主査吉野でございます。本日は、付議事項の（４）地域再生計画の中間評価の関係で出席をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 付議事項

（１）下水道使用料に改定に係る周知について

会長 付議事項に入ります。本日は6件ございますので、順次審議していきたいと思います。それぞれの説明が終わった後質疑をしながら進めていきたいと思います。

（１）下水道使用料改定に係る周知について。事務局からお願いします。

下水道課長 説明に先立ちまして、本日の資料の確認をいたします。

まずは、レジюме、審議会委員名簿、事務局名簿、

1-1：下水道使用料改定に係る周知について

1-2：古賀市下水道事業経営戦略【概要版】

古賀市下水道事業経営戦略

公営企業が健全で安定したサービスを提供し続けるために

1-3：下水道事業の地方公営企業法適用について

1-4：地域再生計画の中間評価について

1-5：水道料金の改定について

1-6：上下水道の組織統合について

以上です。過不足等ございませんか。

（１）下水道使用料改定に係る周知についてご説明します。

昨年度、審議会の皆様方にご審議いただき、9月15日付にて答申をいただきました。

下水道使用料を7.75%増額改定することが必要との内容であったことから、昨年

12月議会において平成30年10月から料金を改定するという議案を議会に上程し、

議決をいただいております。それにより平成30年10月からの使用料改定が確定した

ことから、それまでに市民周知等を行ってまいりましたので、そのご報告をいたします。

資料1-1使用料改定に係る周知についてをご覧ください。

（P1-2）平成30年1月に大口使用者に対しお送りした文書です。

（P3-6）平成30年5月に周知したホームページの内容です。

（P7）広報こが5月号で市民宛にお知らせしたものです。

（P8-9）市外使用者宛にお送りした文書です。

（P10-11）8月に市民の皆様へ各戸配布した文書です。

(P12-13) 市民の皆様へ各戸配布した際に、市民の方からお問い合わせがあり、少しわかりにくかったというお声をいただきましたので、その内容について、ホームページで周知をさせていただいております。

(P14) 広報こが10月号でお知らせした内容です。

周知は、基本的にはこれで終了し、10月・11月に使用した分の使用料を12月の納付書や新しいお知らせ票により、11月・12月使用分を来年1月の納付書等によりお知らせすることとなります。

以上、使用料改定の周知について簡単ではございますが、ご説明いたしました。

会長 お知らせして、市民の方からの反応はあったのでしょうか。

下水道課長 各戸配布をした際に、わかりにくかったという反応がありまして、ホームページで補足をさせていただきました。

会長 一目見ただけではわかりにくいでしょうね。実際改定後の使用料を知るのは12月からということになりますか。

下水道課長 はい。12月になれば、また皆さんから反応があるかと思いますので、ご理解いただけるように丁寧に説明していこうと考えております。

会長 計算式を見てもすぐにはわかりませんからね。

下水道課長 計算式はなかなか難しいかと思えます。早見表等もつけておりますので、そちらをご覧くださいければ、参考になるかなと考えております。

会長 委員の皆さんからは、なにかございませんか。

委員 ありません。

(2) 経営戦略の策定について

会長 それでは、(2) 経営戦略の策定について、事務局からお願いします。

下水道課長 カラーの冊子「公営企業が健全で安定したサービスを提供し続けるために」をご覧ください。すべての公営企業において、平成32年度までに経営戦略を策定しなければならないこととされており、平成30年度までが集中取り組み期間となっています。県内自治体の7割が策定済みであることもあり、下水道事業においても本年度策定しようと取り組んで参りました。ただし、本年度までが集中取り組み期間であるという理由だけでなく、使用料改定を実施することもあり、長期の収支計画に基づいた経営戦略を策定しようということで作成しております。

経営戦略につきましては、冊子に、老朽化対策に備えた施設の現状把握、中長期的に必要な投資の試算、財源の試算、収支にギャップが生じるような場合は、課題対処、健全経営に向けた取り組みを考える、公表して住民・議会の理解向上に努める、と4項目が挙がっておりますが、下水道事業としましては、ストックマネジメント計画の策定、10年間の収支計画に基づき今後の収支がどのように推移していくか注視すること、そ

の収支計画にギャップが生じた場合には経営の効率化等を図り改善していくこと、また、策定後には公表し、理解向上に努めることとしております。

経営戦略策定の効果としましては、3点挙がっております。その1に料金収入の減少を見据え、とありますが、古賀市は人口が緩やかに増加しているものの、節水対策等により収入が減少していくことも見据え、収支計画を注視して参ります。その2の広域化に向けた協議につきましては、隣の市町に古賀の汚水を処理してもらおうとなれば、処理場の受け入れ体制やそこまで管を敷設する費用等も考えてなければなりませんので、現時点では、古賀市においては現実的でないと考えております。その3の公表により課題や取り組みを住民や議会に理解していただけたところも経営戦略の効果と言えるところ

です。右のページに経営戦略策定にあたっての疑問とありまして、交付税措置や専門家の助言等国からの支援が書かれておりますが、今回の策定に当たっては、一番下の経営戦略策定ガイドラインを活用し、職員のみで案を作成したところです。

経営戦略の制度の概要については以上です。古賀市下水道事業の経営戦略につきましては、管理係市川よりご説明します。

市川主任主事 先ほど下水道課長よりご説明しましたが、経営戦略につきましては、国から示された雛形を用いて作成いたしました。下水道事業としましては、公共下水道事業、農業集落排水事業の2事業を実施しておりますので、それぞれについて経営戦略を作成しております。

別添2-2 古賀市下水道事業経営戦略を用いてご説明します。

まず公共下水道事業についてご説明します。計画期間は、10年間とするよう定められていることから、平成30年度から39年度までの10年間としております。

1. 事業概要 (1) 事業の現況として、供用開始年度は昭和44年度、地方公営企業法については非適用ではありますが平成31年度に全部適用を予定、処理区数は古賀処理区の1処理区、処理場数は昭和53年度に供用を開始した古賀水再生センターの1箇所です。

次ページをご覧ください。古賀市の下水道使用料体系は、使用水量の増加に伴って単価を高く設定する累進使用料制を採っており、平成30年10月1日に使用料改定をしておりますので、左側にその改定前、右側に改定後の料金表を掲載しています。量水器の設置がない井戸水使用の場合については、認定水量を基に使用料を算定しております。

3ページ目をご覧ください。職員数や事業運営組織について、4月1日現在の状況を掲載しています。(2) 民間活力の活用等については、古賀水再生センターやポンプ場、マンホールポンプ施設の運転管理業務や点検業務、汚泥の運搬業務等を民間業者に委託しています。資産の活用状況につきましては、現時点では該当するものはありませんが、古賀水再生センターにて汚泥処理時に発生するメタンガスを利用した消化ガス発電事業検討しているところであり、そちらを掲載しております。(3) 経営比較分析表を活

用した現状分析として、直近の経営比較分析表、現時点で平成28年度のものを添付しております。経営比較分析表では、類似団体との比較や過去5年間の指標の推移がわかるようになっております。表が基本情報、グラフの上2段が経営の健全化・効率性を、下段が老朽化の状況を示しております。右の欄が経営の状況や課題の分析等を行う分析欄となっております。グラフにおいて、古賀市の値は青の棒グラフで、類似団体の平均値を赤の線グラフで示しています。①収益的収支比率についてですが、こちらは、総費用と企業債の償還金に対し総収益がどれだけあるかを示す指標で、100%以上であることが必要とされています。年々数値は増加してきており、償還金が減少し、使用料改定を実施して収入の増加が見込まれることから、100%に近づいていくものと考えられます。こういった経年比較や類似都市の平均値との比較を行って経営の現状や課題を把握することを目的として、この分析表を添付することとしております。経営比較分析表は、平成26年度のものから市ホームページに掲載しており、今後も掲載予定です。平成29年度決算による分析については、来年2月ごろに掲載予定です。

次ページをご覧ください。2. 経営の基本方針を「市民の生活環境の確保と公共水域の水質保全を図るため、下水道施設の計画的な整備に取り組み、市全域への水洗化拡大を図ります。また既存下水道施設の機能維持による安定的な処理を行うため、老朽施設等について計画的な改築・更新に取り組み、公共水域の水質の維持に努めます」としてしております。この内容は、古賀市総合振興計画後期基本計画に掲げている基本方針を記載したものです。下水道施設の整備については、老朽化施設の効率的な施設機能の適正な維持・更新ができるよう、平成29年度にストックマネジメント計画を策定しております。老朽化による事故を未然に防ぐためにも、ストックマネジメント計画に基づいた調査・診断などを実施していきます。また、下水道事業の経営基盤強化として、適正な経営管理を行っていくために資産の調査・評価を実施し、平成31年度から地方公営企業法の全部適用を予定しています。公共下水道事業の資産、負債、経営状況等を議会や住民に明らかにし、経営の健全化や計画性・透明性の向上を図ることにより、経営基盤の強化に努めます。3. 投資財政計画（収支計画）について、収支計画は、後ろに添付しておりますが、毎年度見直しをしております。今回収支計画に反映した内容をこちらに記載しており、①投資について、公共下水道事業における投資計画では、未普及地区解消に向けた新設投資及び既存施設の更新投資を計画しています。未普及地区解消に向けては、青柳・小竹地区に管渠を延伸していき、汚水処理水洗化率の向上を目指します。老朽化が進む古賀水再生センターの処理施設、及び機械・電気設備の更新投資、並びに管渠・マンホールポンプの更新投資等を盛り込んでいます。②財源について、本市の人口については少子高齢化が進んではいるものの、緩やかな増加にあります。一方で有収水量については、各家庭・工場等での節水意識の向上と節水型の水栓機器類の増加のため使用水量と共に減少していくと予想されます。このような状況を踏まえ、下水道使用料については、平成29年度に上下水道事業経営等審議会を開催し、適正な使用料につい

て検討を行い、平成30年10月1日から7.7%増額となる料金改定を実施しますので、その内容を収支計画に反映させております。③投資以外の経費について、青柳・小竹地区に順次投資していくため、接続による使用料収入の増加、それとともに水洗化促進に係る費用や維持管理費の増加も反映させています。

次のページをご覧ください。(3) 収支計画に未反映の取り組みや今後検討予定の取り組みの概要として、①今後の投資についての考え方、②今後の財源についての考え方、③投資以外の経費についての考え方を記載しています。4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項として、毎年度、経営比較分析表を用いて進捗管理を行い、3～5年ごとにストックマネジメント計画や事業計画の変更等を踏まえた見直しを行って、計画と実績の乖離が著しい場合には、実情を踏まえながら投資・財政計画を再検証し、経営の健全化や経営基盤の強化に努めることを記載しています。以上が公共下水道事業の経営戦略となります。

続きまして、農業集落排水事業の経営戦略についてご説明します。

計画期間は、公共下水道事業と同様に平成30年度から39年度までとしております。

1. 事業概要 (1) 事業の現況として、平成16年度に小山田甦水センター、平成29年度に小野北部甦水センターを供用開始しており、地方公営企業法については非適用ではありますが平成31年度に全部適用を予定、処理区数は小山田処理区と薦野・米多比処理区の2処理区、処理場数は小山田甦水センターと小野北部甦水センターの2箇所です。最適化の実施状況といたしまして、筵内・久保地区、町川原・谷山地区については、農業集落排水事業による供用開始を当初検討しましたが、処理施設を建設せずに公共下水道に接続しています。

次のページをご覧ください。使用料については、公共下水道事業と統一の使用料体系を採用しておりますので、内容は同じものを掲載しています。

3ページ目をご覧ください。③組織についても公共下水道と同じ内容であり、民間活用については、処理施設・ポンプ施設の維持管理等業務を民間業者に委託している旨記載しています。農業集落排水事業についても、経営比較分析表を添付しておりますので、そちらをご覧ください。こちら、平成28年度のもので、その時点では、小規模の小山田処理区1箇所のみだったのですが、平成29年度供用開始の管渠及び処理施設を建設中で投資先行の状況にあったため、類似団体平均値や全国平均値と比較すると事業効率が低い状況にあることがわかります。⑤経費回収率、⑥汚水処理原価のグラフをご覧くださいと、その状況がお分かりいただけます。老朽化の状況につきましては、現行施設が平成12年度に施工された比較的新しい施設であり、老朽化には至っていません。次ページをご覧ください。2. 経営の基本方針としまして、農業集落排水施設の整備について、古賀市汚水処理構想では、小山田地区、薦野・米多比地区、薬王寺地区について農業集落排水事業で整備していく方針です。未普及地区の解消に向けて、薦野・米多比地区については平成29年4月に処理施設の供用を開始し、今後も管渠の延伸を進

め、順次供用開始をしていきます。また、薬王寺地区については、平成31年度から調査を開始し、整備を進める計画としております。続いて、3. 投資・財政計画の①投資について、本市の農業集落排水における投資計画では、薦野・米多比地区について整備完了を目指した管渠の延伸、及び薬王寺地区についての新設投資を計画しています。薦野・米多比地区については、平成32年度まで管渠の整備を進め、汚水処理水洗化率の向上を目指します。②財源については、平成29年度から未普及地区であった薦野・米多比地区の処理施設が供用開始されたため、管渠の整備が進み、順次接続されると見込んで使用料収入を計上しており、繰入金については、国が定める公営企業操出基準の原則に従って推計しておりますが、収支の均衡を図るため、収支不足額を一般会計から繰り入れることとしております。③投資以外の経費について、薦野・米多比地区の使用料収入増と同様に、水洗化促進に係る費用や使用水量の増加に伴う汚水処理費、また、施設の維持管理費の増加も見込んでいます。

次ページをご覧ください。(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取り組みや今後検討予定の取り組みの概要において、②今後の財源についての考え方、使用料の見直しに関する事項に、現在は公共下水道事業と統一の料金体系ですが、事業規模も小さく独立採算による経営が困難と予想されるため、今後は公共下水道と分離した料金体系も検討する旨記載しています。また、資産活用について、事業規模も小さく、活用できる試算も少ないですが、他の先進事例を参考に、本市の実態に即した資産活用による収入増の手法について検討していくこととしています。③投資以外の経費についての考え方については記載のとおりです。4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項は、公共下水道と同様の考え方としています。

以上が今回作成した経営戦略です。この経営戦略は、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図ることにより今後も市民に下水道サービスを安定的に提供していくための指標としていきます。

会長 (2) 古賀市経営戦略の策定について説明がございました。分量がたくさんありますので大変ですが、資料についてご意見はございませんか。

委員 農業集落排水事業の(3)②使用料の見直しのところで、公共下水道事業とは体系を別にするという話がありました。組織統合をされるということであれば、上水道と下水道で条件は異なるかもしれませんが、統合的な料金体系を考えてもいいのかなと思うのですがいかがでしょうか。

下水道課長 こちらには、公共下水道事業と農業集落排水事業の使用料体系について、少し内容が異なることから体系を分離することを検討していく旨記載しておりまして、現状では古賀市にお住まいの方については、使用に応じて同じように請求するようにしております。

下水道課管理係長 委員さんより組織統合も絡めて、ということでお話がありましたので少し補足をさせていただきます。後ほど報告をいたしますが、上下水道の組織統合については、まずは組

織の効率化を目指しての統合となり、さしあたっては組織の面を先行させて効率化するもので、料金体系については、今後の課題とさせていただきますと思います。水道料金の改定のところで報告があるかと思いますが、基本料金の考え方が下水道と上水道で範囲が異なる面もあるため、水道料金と下水道使用料で性質は全く異なるのですが、一緒に徴収している以上は、組織統合後に考えていきたいと思っております。

今回の経営戦略については、下水道事業の中での公共下水道と農業集落排水の体系を分けて考えていかなければならないのではないだろうかという提起の状態です。

委員

公共下水道事業と農業集落排水事業の使用料体系を分ける検討が入るということですが、当時事業の選択において、集落排水事業を高く設定すれば反対が起こるのではないかと考えて取って統一した経緯があったと思います。検討の際には、そのあたりも念頭に置いていただきたいということをお伝えしておきます。

また、公共下水道の場合には、老朽化施設が今後の財政状況に大きな影響を及ぼすと考えられます。処理場の機械の関係では、耐用年数が10年程度のものでありますので、それをどのように機能させていくか、また、処理場は6万人規模を想定して建設していますが、節水器具の普及等による原単位ももちろん考えに入れた上で青柳・小竹地区を接続し、すべて供用開始した場合に、現状の施設で対応可能かどうか、その2点についてお伺いしたいと思います。

下水道係長

処理場の老朽化等に伴いまして機能をどのように維持していくかということですが、経営戦略の中でも言葉が出てきましたストックマネジメント計画を29年度に策定しました。この計画は、今どういった設備があつてどのような状態であるか、健全度といったものをはかった上で、リスクの評価をしていく、さらに、この機械は汚水処理に当たり絶対に止められない機械であるといったような優先順位を洗い出し、それに基づいて中長期的な期間の中でシミュレーションし、事業費がこの年度に多くなりすぎる、偏るというようなことを防ぐために、予防的な修繕等を行うなどして延命化を図ることで事業費の支出の平準化をすることも踏まえ、策定しており、それに基づいて処理場を運営していくこととしております。

2点目のご質問については、現在処理場には6池ございまして、現在使用しているのがそのうちの5池であり、青柳・小竹地区の処理を開始しても、現時点での計算上は5池で賄えることになっています。委員のご質問にもありました、原単位、これは各家庭からの排水量を指しますが、それが過去から比較すると少なくなっていることもあり、処理場を建設した当時より実際の流入量が減少しているということで5池で賄えるという結果が出ております。

会長

ほかに、ご質問はございませんか。

委員

ありません。

(3) 下水道事業への地方公営企業法適用について（今年度の作業概要）

会長 続いて、(3) 下水道事業への地方公営企業法適用について（今年度の作業概要）、事務局からお願いします。

下水道課管理 資料1-3をご覧ください。下水道事業への地方公営企業法適用について、簡単ではございますが、平成29年度の終わりの方から今年度の予定について記載しております。古賀市下水道事業への地方公営企業法の適用については、昨年（平成28年）の審議会の第2回会議の際に、下水道事業の経営改善に向けての一つの取り組みとして企業会計への移行を中心とした法適用に取り組んでいるということをご紹介しておりました。法適用の目標の時期を当初の予定より1年延期して平成31年4月に実施することになったということをご報告しておりました。その後の予定について簡単な報告でございます。企業会計への移行が、下水道事業が持っている資産、経営状態を正確に把握するための手段ということでその作業を行っており、現在下水道事業の有する膨大な資産がどれくらいあるのかを正確に把握する必要があります。固定資産の調査や評価業務は非常に専門性が高いため業者に委託し、そちらのデータ検証や成果品の確認が5月末に完了したところです。併せてそれらの整理された固定資産のデータをシステムに登録する作業を3月から4月にかけて実施、固定資産管理システムの構築や運用の検討、マニュアルの内容について検討をし、大方のところは7月までに終了しております。固定資産のデータにより算出された数字を基に財務諸表と呼ばれる財政状況や経営成績を表す書類の作成作業に移行しております。それら企業会計への移行に必要な財務諸表の作成や予算準備、予算調製等について6月ごろから取り組んでおりました。移行直前の来年3月まで時間をかけて行う予定となっております。企業会計等移行に伴い条例等の整備も必要であり、その整備や市役所内部の部署との協議を並行して実施すること、そちらについては最後の行の移行関連に含めておりますが、全てを並行して行っておりまして、平成31年4月の移行に向け順調に進んでおります。1年延期は致しましたが31年度の法適用を目指しているということで、簡単ではございますが、ご報告いたしました。

会長 法適用に向けた現在の進捗状況、31年の4月から適用することを目標に進めておりますという報告でした。皆さんよろしいですか。

委員 結構です。

(4) 地域再生計画の中間評価について

会長 それでは、(4) 地域再生計画の中間評価について、お願いいたします。

吉野業務主査 地域再生計画の概要と目的について説明させていただきます。古賀市では、平成17年度から福岡県と共同で地域再生計画を策定し、農業集落排水事業及び浄化槽事業を実施してまいりました。昨年度の平成29年度は、平成27年度からの3期目の地域再生計画の中間年度に当たることから、地域再生法及びまち・ひと・しごと創生法いわゆる地方創生法ですが、これらの法律の規定に基づき外部有識者会議において古賀市の作成した中間評価案に対してご意見をいただく必要があることから本日ご説明をさせていた

だきたいと思っております。資料1-4をご覧ください。

(P1~2) 第1点目としまして、地域再生計画の名称は、古賀市未来に引き継ぐ水辺環境づくり計画、第2点目に計画の作成主体は、福岡県及び古賀市、第3点目、計画区域は古賀市全域となっております。第4点目計画の目標につきましては、この前段に公共用水域の水質汚濁に関する福岡県全体の課題と古賀市特有の課題について記載をしておりますのでお読み取り頂きたいと思っております。これらの諸課題に対応するために、生活排水を処理するため、古賀市では、昭和41年から公共下水道事業を、平成3年から合併処理浄化槽設置事業を、平成12年から農業集落排水事業を進め、河川の水質汚濁改善を目指してまいりました。また、古賀市では、平成24年に策定した「第4次古賀市総合振興計画」の基本構想における7つの基本目標の1つを「住みやすい生活環境の整ったまちづくり」とし、その達成に向けた政策として「下水道の整備」を掲げています。汚水処理施設を一体的に整備することに加え、農業用水路、井堰等の改修による流水の改善、市民による河川清掃運動の促進を図り、河川の清流を再生し、昔のように子供たちが遊べる美しい川づくりを進めるとともに、児童と地域住民が共同して実施している水辺公園の実態調査、河川の清掃活動の支援等による市民活動の活性化や古賀グリーンパークの活用等により市民が水辺と触れ合う場を提供し、潤いある水環境に対する関心と呼び起こします。こうした取り組みにより生物多様性を持った川を取り戻し、児童等の環境教育・学習の場として活用するとともに、美しい水の流れる農村景観、水辺環境を維持し、未来へ引き継ぐべき水と緑とのふれあいの場の創造を図ることにより、住環境と産業のバランスのとれた快適な町づくりを目指します。計画の数値目標につきましては、下段に記載しておりますとおり汚水処理人口普及率と、河川・海域における水質調査結果の環境基準適合状況の2つの基準としておりますのでお読み取りください。地域再生計画の概要と目的については以上です。

下水道係長 続きまして、それぞれの事業についてご説明します。

(P3-4) 今回、地域再生を図るために行う事業として、基幹事業となるのが汚水処理整備に関する事業となります。全体概要として、汚水処理構想に位置付けた古賀市中央東部の薦野・米多比地区を農業集落排水事業で整備するということと、薬王寺・青柳・小竹地区においては浄化槽を整備するということの二本柱の計画となっております。今回、汚水処理施設整備交付金を活用して事業を進めております。現在、整備している薦野・米多比地区についてはⅠ期地区、Ⅱ期地区の二期にわたり整備を進めております。Ⅰ期地区につきましては、これより前の計画22年度から26年度までの地域再生計画により整備に着手、今回の地域再生計画においてⅠ期地区の残事業継続部分とⅡ期地区の整備を27年度から31年度までの5か年で整備していく計画となっております。事業区域として、農業集落排水施設については薦野・米多比Ⅰ期地区の継続部分とⅡ期地区です。浄化槽については、先ほど整備するとご説明しましたが、個人設置型、各家庭で設置する浄化槽について交付金を交付するという事業内容になります。浄化槽の区域

については、公共下水道の認可区域、農業集落排水の採択区域及び予定区域を除いたその他の地区が対象です。計画期間は、いずれも27年度から31年度の5か年です。整備量については、農業集落排水施設のうち、Ⅰ期地区が交付金事業で管渠を1530.4m、薦野・米多比地区の汚水処理を行う処理場を1箇所、単独事業で管渠を257m整備し、Ⅱ期地区の交付金事業で10,033m、単独事業で1,313mとなっております。浄化槽は119基整備する計画となっております。各施設の新規の処理人口は、Ⅰ期地区で2,650人、Ⅱ期地区で2,120人、浄化槽で468人となっております。また、事業費は、農業集落排水施設が1,606,228千円、単独が139,000千円、浄化槽が41,066千円、事業費合計1,647,294千円、単独139,000千円となります。

吉野業務主査 続きます。国からの支援によらない古賀市独自の取り組みについてご説明します。

(P4) 下段をご覧ください。今からご説明する事業は、国からの交付金の対象ではなく、計画の目標を達成するために古賀市独自で取り組んでいる事業となります。関連事業は4つございますが、まず、(1) 農業用水路・井堰等の改良事業として、水利用の効率化を図ることで、農業者の利便性向上、営農に寄与し、水田を中心とした農地を確保するとともに、流域における水量・水質・自然環境の保全をするため、水辺生物が生息しやすい環境を可能な限り維持しつつ、農業用水路や井堰の新設、改良及び新設を行います。(2) 市民による河川清掃運動への支援として、流水の改善や親水空間の創出を目的として、市民参加の河川等清掃活動支援を行います。

(P5) (3) 古賀グリーンパーク内の水辺環境維持事業として、古賀グリーンパーク内において、水路及びその周辺を中心とした清掃、草刈りを実施し、市民が水辺環境と触れ合う空間を維持するものです。(4) 児童と地域住民による環境学習支援事業として、市民が、地域の自然環境等を再発見し、市民及び児童が環境への関心を高められるような身近な環境資源を活用した環境学習を市民ボランティアや学校、行政が連携して取り組むとともに、地域住民と児童が協力して学習することで環境に関するモラルやマナーの向上、地域の活性化に寄与することを目的として実施します。これらの関連事業を先ほど説明のありました汚水処理施設整備事業と並行して実施することで、先の目的のところでご説明した住環境と産業のバランスの取れた快適な町づくりの推進を図っているところです。地域再生計画の説明は、簡単ではございますが以上となります。

下水道係長 地域再生計画の中間評価の案につきまして、ご説明します。

(P8) 地域再生計画の中間時点での評価を調書としてまとめたものをお示ししています。表中①地域再生計画に記載した数値目標の実現状況として、先ほどご説明した指標として2点、汚水処理人口普及率の向上と水質調査結果の環境基準適合の数値をあげており、その詳細について15ページにお示ししています。

(P15) 目標1の汚水処理人口普及率ですが、当初基準年度の平成25年度における値が95.7%、目標値が中間年度は96.8%です。普及率は、市内の公共下水道、

農業集落排水と浄化槽の処理人口を総人口で割った数字となり、実際に汚水処理が可能な人口とお考えいただければと思います。平成29年度末時点の汚水処理人口普及率は、97.8%であるため計画を超えており、さらに下水道接続件数は今後も増え、普及率が上がっていく見通しであるため、目標達成はできているものと考えております。目標2の水質調査結果の環境基準適合状況について、こちらは環境課が毎年実施しております市内河川9か所の水質調査結果に基づくもので、中間年度時点での目標値が100%、実施状況も100%ということで、こちらも達成できております。

(P8)③事業の進捗状況について、今回国の交付金を活用して実施する事業として農業集落排水施設と浄化槽の2事業になりますが、こちらの事業の進捗状況につきまして、ご報告します。農業集落排水施設の整備計画延長として、11,563mのうち中間時点で5,788mの管渠整備が完了しております。延長だけを見ると5割程度になっておりますが、I期地区に処理場建設があり、事業全体としては7割ほど完了しています。浄化槽事業においては、計画119基に対して中間年度において36基の設置と、当初計画より申請件数が少ない状況ですが、要因としては、新築住宅の場合は100%浄化槽が設置されているのですが、既存住宅は、下水道の区域に入るのを待っていて、汲み取りから浄化槽への切り替えが少ないこと等が考えられます。最終的には、最終年度に、実績に応じて計画を変更することとしております。その他の事業として下水道課以外で実施している事業の結果について記載しておりますので、10～14ページも併せてご覧いただければと思います。④評価方法のところは、本審議会において、評価していただくということになります。⑤中間評価の公表方法につきましては、古賀市ホームページに記載予定です。⑥計画全体の総合評価として、農業集落排水施設と浄化槽の整備を計画的に実施してありまして、それぞれの指標についても中間目標を上回っているということと、今後も残りの期間がございますので、計画通り事業を進め、今後も水質の改善に寄与していきたいと考えております。⑦今後の方針等といったしましては、先ほど申し上げたとおり、継続して事業を進めていく予定です。以上で中間評価の内容についてのご説明を終わります。

会長 ありがとうございます。全体的な内容について、これはというものがございましたらお願いします。

委員 今回計画が平成27年というご説明があり、その後水質改善がかなり進んだということでした。1ページの文中に「公共用水域の水質汚濁が広く進んで」という箇所がありましたが、27年当時どの程度汚濁が進んでいたのか、補足説明いただければと思います。

吉野業務主査 この地域再生計画は、第1期計画を策定したのが平成17年度であり、第2期計画が平成22年度から、そして平成27年度からが第3期目の計画となります。第1期目の計画を策定した平成17年度の水質汚濁の状況、汚水処理施設の整備促進ということで当

時普及率が85%でありましたものを91.1%に向上させるということを第1期計画の目標としておりました。具体的な当時の水質汚濁の状況としましては、資料を持ち合わせておりませんが、第2期計画の目標の中には市内河川の水質改善がございまして、その時の特徴としましては生物化学的酸素要求量BODを1ℓ当たり2gに抑えることを目標としております。また、浮遊物質量SSを1ℓ当たり25mg以下とすることで環境基準値を下回ることを目標としておりました。こちらの目標につきましては、本来3期計画の(目標2)河川・海域における水質調査結果の環境基準適合状況に盛り込まれておりまして、第3期計画を策定した平成25年時点で100%を満たしておりましたけれども、こちらも引き続き100%を維持していく、先ほどの8ページの中間評価の指標2の評価にもあるように、交付金活用により下水道施設への接続が増加しておりますので、今後さらなる河川の水質も向上を図るということで評価としております。

会長 1点お尋ねします。福岡県汚水処理構想という計画があるのですか。それに古賀市はどのように位置づけられているのですか。

下水道係長 福岡県汚水処理構想につきましては、県全体での汚水処理に関する構想を記したもので、それに基づき各市町村でそれぞれの汚水処理構想という整備計画を策定します。

副会長 汚水処理構想は、自治体において公共下水道であるとか農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽といった各々の事業を組み合わせで整備したり、自治体によっては合併処理浄化槽のみで整備したり、といった各自自治体の構想を立てて事業を進めていく手法です。福岡県が中心になって構想を各自自治体から聞き取ってまとめ上げたもので、古賀市は、公共下水道や農業集落排水処理施設、浄化槽を組み合わせで整備していくこととなります。

会長 わかりました。皆さん、ほかにご意見などはありませんか。

副会長 地域再生計画については、下水道課が水質改善その他の事業もよくやっていると思います。

会長 そのような感じがいたしますね。ほかの方からはございませんか。

委員 ありません。

(5) 水道料金の改定について

会長 続きまして、(5)水道料金の改定について、事務局からお願いします。

北村補佐 資料1-5をご覧ください。

(P1) 昨年12月に当審議会から答申をお受けしてから、今年の3月と9月の議会にそれぞれ水道料金に係る条例改正案を提案しました。議会での審議結果と提案内容について、資料に沿ってご説明します。(1)平成30年3月議会での提案内容といたしましては、用途別単一料金から口径別の料金制への変更、基本水量の撤廃、量水器使用料を廃止して基本料金に含める内容で提案し、影響として、一般家庭は平均5.5%マイナス、大口利用者はプラス7.8%、料金全体に対する改定率はマイナス1.0%を想

定しておりました。議会の結果といたしまして、市民建産委員会では賛成少数で否決、本会議では可否同数となり議長採決の結果否決となりました。議会では、こちらに記載しているとおり、大口利用者には値上げとなるが、費用負担の公平性が図られている、家庭用値下げは遅すぎるくらいであり、下水道使用料の値上げもあることから市民負担も増えているため賛成する、持続可能な水道事業を維持していくため改定は必要である、高齢者の一人暮らし家庭の急増が見込まれるため負担軽減に努めていくべきである、バックアップ的な利用者への負担増が図られる、といった賛成意見をいただいた一方で、件数は少ないものの口径によっては2か月で3,740円の大幅値上げとなる、16,800世帯中800世帯は値上げとなる、企業への説明を怠っている、他の水道事業より安いからでは済まない、企業との信頼関係を揺るがす、まずは事業計画、経営計画を立てて口径別料金体系の基礎をつくるべき、との反対意見を頂戴しました。

こうした議会からの意見を踏まえ、内部で再検討を行い、平成30年9月議会で水道料金改定の議案を提出しております。提案の内容といたしましては、審議会のご意見を尊重しながら、口径別料金制は今後の経営計画を待って導入することとし、新たに16㎡までの1㎡当たり35円の従量料金単価を新設する内容で提案を行いました。料金全体に対する改定率はマイナス1.4%、値上げとなる世帯は0、特に恩恵を受けるのは約5,100世帯、これは全体の3割となります。収入としては1,400万円のマイナスを見込んでおりました。基本水量内であれば定額であるという節水インセンティブが働かない不公平感を、まずは基本水量の撤廃を行うことで解消できるという理由で提案しております。議会での審議の結果は、市民建産委員会では、賛成全員で可決、本会議では15：1の賛成多数で可決となっております。

(P2)口径13mmの場合を参考に、改定前、3月に提案した案、9月に提案した案の改定内容を比較表にしてお示ししています。また、表の下に用途別の基本料金をそれぞれ吹き出しでつけております。例えば、3月案の下の吹き出しで、その際に提案した口径別料金のそれぞれの単価をご覧いただけます。今回可決した内容についてご説明します。9月の列をご覧ください。基本料金、基本水量の撤廃によって、量水器使用料の200円を含む基本料金が改正前2,600円から2,000円となり、あわせて使用水量16㎡まで、1㎡当たり35円の従量料金制を新たに設けております。17㎡以上の従量料金単価は改正前から変更ありません。また、基本料金につきましても、今回改めた一般用・湯屋用以外は従前のままとなります。

(P3)口径13mmの場合の料金早見表を参考に添付しています。改定後の水量ごとの料金を掲載しておりますが、1㎡の行の比較という列で改定前から610円安くなることがお分かりいただけます。そこから16㎡に至るまで約35円ずつ変わっていき、16㎡の使用料を境に17㎡以降は一律40円の値下げとなります。表の上に記載しておりますとおり、本料金改定は10月1日の施行となり、偶数月は平成30年12月の請求分から、奇数月は平成31年1月の請求分から適用する予定としております。市民

への公表につきましては、市のホームページ、広報こが11月号への掲載を予定しております。

会長 ありがとうございます。ただいまの説明について何かございますか。

委員 市民建産委員会とはどういった組織なのでしょうか。

北村補佐 下水道課、水道課等の土木部門及び市民窓口部門の議案の審査等を行う市議会の機関です。

水道課長 現在古賀市議会には19名の議員がおられて、3つの委員会、市民建産委員会、文教厚生委員会、総務委員会に分かれて所属しています。何かの議案が出たときに、議長が、この議案が正しいどうか一旦審査してください、と各委員会におろします。審議の結果、各委員会の委員長が、この議案でいいのではないかという報告をしたら、それをもって本会議で、委員会の審議でいいという結果が出ているのであれば可決しようか、といったような流れになっており、まず委員会でバツが出ると、本会議でも否決される可能性が高いです。

委員 ありがとうございます。

会長 可決されたので、この案で改定が進められるということですね。

水道課長 議決頂いたので、12月から料金が下がりますけれども、時を同じくして下水道使用料が上がり、請求は一緒に行きますので、多くの方は値上げという印象を持たれ、水道料金が下がったと感じられる方は多くないかもしれません。

会長 皆さん、ほかには何かございませんか。

委員 ありません。

(6) 上下水道の組織統合について

会長 それでは、(6) 上下水道の組織統合について、事務局からお願いします。

北村補佐 資料1-6をご覧ください。上下水道の組織統合についてご説明いたします。

1. 統合の目的としましては、平成31年4月から下水道事業に地方公営企業法の全部適用をする予定であり、これに合わせて水道課と下水道課の組織統合を行い、上下水道課とする予定です。水道事業は、すでに地方公営企業法の全部適用を行っており、これと統合することで水道と下水道に共通している業務の一体化や類似業務の統合、上下水道事業の連携強化を図ることで、より一層のサービス向上効果が期待できると考えております。統合による主な効果としましては、大きく2つございます。(1) 組織のスリム化で、現在水道課・下水道課の2課6係であるものを、予定ではございますが1課5係といたします。具体的には、3. 体制イメージをご覧ください。課長がそれぞれ2名いますが、統合後は課長が1名となります。水道課の浄水係が配水係と統合するような形で上下水道課の上水道係の中の浄水場に入り、下水道課の水再生センターを下水道係の指揮系統に吸収し、下水道係とします。また、水道課の給水係と下水道課の管理係の

業務を統合し、主に料金等の事務を行うお客様係に改めます。現在水道課が12名、下水道課が13名ということで、そこから課長が1名減となることは間違いないのですが、課員については、現時点では未定です。2. 統合による2つ目の効果としまして(2)サービスの向上が考えられ、次に挙げておりますとおり、①料金、取付管などの問い合わせ窓口及び開発業務の一元化、②給水設備と排水設備の申請窓口の一元化及び検査体制の一元化、③上下水道の土木工事に係る相互連絡の緊密化及び検査体制の一元化、④災害や道路陥没対応の一元化、⑤終末処理場、これは水再生センターのことですが、そちらと浄水場の薬品や検査、メンテナンスに係る経費のコスト削減、⑥ライフラインの危機管理体制の強化による指揮命令系統の一元化、⑦経営状況や料金改定に係る審議会事務の効率化、⑧職員が増えることによる、休日の緊急な現場対応などの当番職員の負担軽減、⑨将来計画の整合性を図ることによる施設の適正化といったものが考えられます。

会長 ありがとうございます。この件について、何かございませんか。

委員 ありません。

3. その他連絡事項

会長 それでは、その他連絡事項ですが、事務局からなにかございますか。

下水道課管理
係長 事務連絡をいたします。本日の会議録につきましては、この後の会議等の予定がございませんので、後日会議録の案を郵送させていただきます。内容をご確認後、承認いただいたのち、公開の手続きを取らせていただきます。何か訂正項目等ございましたらご連絡いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の報酬等については、11月7日に口座へ振り込みます。旅費算出の都合上、交通手段が昨年度から変更になられた方は、事務局へご連絡をお願いいたします。

会長 皆さんよろしいですね。それでは、これで平成30年度第1回古賀市上下水道事業経営等審議会を終了いたします。ありがとうございました。